

「Dream Step」景品規定

「Dream Step」をご契約いただき、かつ下記に定める条件を満たされているお客さまは、本規定により景品として当せん金付証票をお送りします。

1. 景品とする当せん金付証票の種類、送付頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、送付頻度、枚数は次の通りです。

宝くじの種類	送付頻度・枚数
ドリームジャンボ宝くじ	年に1回、10枚※

※お送りする宝くじの種類(連番・バラ)はご指定いただけません

(2) 上記(1)で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、および所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当社は所定の宝くじを上記(1)で定めた数量分について購入するために、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができます。

2. 宝くじの送付基準日および送付条件

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在で送付条件を満たされているお客さまに送付します。

基準日	送付条件
3月31日	基準日時点において「積立定期預金」「SURUGA Visa デビットカード」「自動貸越サービス」(または「リザーブプラン・プラス」)のすべてをご契約いただいております。かつ次の①または②のいずれかに合致しているお客さま ①基準日時点における「積立定期預金」の残高が50万円以上 ②基準日時点における「自動貸越サービス」(または「リザーブプラン・プラス」)の残高が30万円以上

3. 宝くじ等の送付の中止

- (1) 上記2. の送付条件を満たしているお客さまについても、当社との取引状況等の理由により当社の判断で所定の宝くじ又は上記1. (2)で定めるその他景品を送付しない場合があります。この場合、お客さまに対し特に通知は行なわないものとします。
- (2) 予告なく変更される場合や実施期間中でも中止となる場合があります。この場合、当社は、「Dream Step」をご契約いただいているお客さまに対し、取扱中止基準日を記載した通知書を発送するか、または当社ホームページに掲載する方法により通知します。なお、取扱中止基準日以降に契約された「Dream Step」については当然宝くじの発送を行いません。

4. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、「Dream Step」をご契約いただいているお客さまの上記2. の基準日現在における当社へのお届出の住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、および宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しな

かった、または遅達した場合は、通常到着すべき日に宝くじは到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

5. 宝くじの枚数確認

宝くじの発送に当たっては、厳正な管理および発送枚数の記録をしています。送付された宝くじは、必ず到達後ただちに「Dream Step」をご契約いただいているお客さまご自身が枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われる場合には、宝くじ到達の日を含め 5 営業日以内に当社まで電話にて連絡をしてください(電話での連絡先は末尾のとおりです)。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、宝くじ到達後 6 営業日以降は発送の記録との照合および対応はいたしません。なお、宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため、宝くじの到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記枚数確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め 5 営業日以内に行なってください。